

農政第659-1号
令和7年12月5日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

水戸市長

市町村名 (市町村コード)	水戸市 (08201)
地域名 (地域内農業集落名)	上中妻 (河和田、山根、上中妻)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年11月17日 (第1回)

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

河和田においては、萱場地区の土地改良事業の進捗とともに、担い手へ集積・集約化した水田での営農が図られているが、市街地に近いエリアでの農地利用の維持が課題となっている。山根においては、果樹生産の担い手の経営継承が課題となっているほか、水田への担い手誘致、耕作条件の改善等が課題となっている。上中妻においては、集落営農組織による大規模生産が推進されているが、水利施設の老朽化等、水田の耕作条件改善が課題となっている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

大規模水田経営体や集落営農を中心とした水田の集積・集約化を進めるとともに、畑作・果樹園芸といった地域の特性を生かした農地利用のため、後継者や新規参入の確保、耕作条件の改善に向けた土地改良事業の実施等について、地域の協議を促進する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	413.22 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	413.22 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方（範囲は、別添地図のとおり）

原則として農振農用地とし、今後特に農業利用の促進が求められる地区については、地域の協議に基づき編入する。

注：区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針

河和田及び上中妻においては、既存の水田担い手等を中心に、農地の集積・集約化を推進する。山根においては、地域の高齢化等に伴い、担い手・農業法人の誘致を図る。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

地域集積管理組合を設立し、集積協力金等を活用している地域を中心に、中間管理事業の更なる活用を促進する。

(3) 基盤整備事業への取組方針

河和田においては、壹場地区での土地改良事業が推進されている。上中妻及び山根においては、地域担い手の機運に応じ、関係機関と連携し、土地改良事業の検討を図る。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

現時点では担い手以外の自作農家の営農継続が見込まれるが、高齢化を踏まえ、必要に応じて地域での協議を開催し、新規就農者や担い手の参入を要するエリアについては、関係機関と連携した誘致等を行う。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

水戸市農業公社の農作業受委託を活用するほか、必要に応じて農業支援サービス事業者等の活用を検討する。

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

<input checked="" type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④畑地化・輸出等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/>	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

大規模水田経営体を中心に、ドローン等の活用を促進するほか、山根における果樹産地の維持及び有機農業を志向する担い手等の農地確保を推進する。